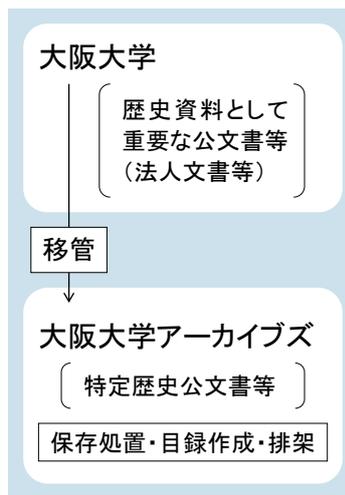




目次：

大阪大学アーカイブズの特定歴史公文書等	1	令和5年度共同展示会「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」の開催	7
認証アーキビストに関する報道についての違和感（1） —前提として創設経緯を振り返る—	2	業務日誌（抄）（2023年9月～2024年2月）	7



大阪大学アーカイブズの特定歴史公文書等

大阪大学で保存する「公文書等の管理に関する法律」によって定められた歴史資料として重要な公文書等（法人文書）について、大阪大学アーカイブズが必要と判断した文書は法人文書としての保存期間が満了を迎えたのち、アーカイブズに移管されます。その後、殺虫・殺菌などの処置を行い、目録の作成を経て、特定歴史公文書等として保存環境の整った専用の書庫で永久保存を行うこととなります。こうして保存されてきた特定歴史公文書等には大阪大学の前身校のものも含まれ、大阪大学の歴史について調べるうえでも重要な手掛かりとなります。目録は閲覧室だけではなく、ホームページでも公開していますので、是非ご覧ください。

## 認証アーキビストに関する報道についての違和感 (1) —前提として創設経緯を振り返る—

大阪大学ミュージアム・リンクス (アーカイブズ兼任) 教授 菅 真城

### はじめに

2020 (令和2) 年度から、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証するアーキビスト認証制度が開始された。筆者は、同年度の第1回認証で認証アーキビストとして認証された。また、2021年度からは、大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研コース (以下、「本コース」) が認証アーキビストとして必要な知識・技能等の内容が修得できる大学院の研修として認められた。筆者は本コースの運営責任者として国立公文書館との折衝の窓口になるとともに、必修科目3科目の授業を担当している。そのような関係から、認証アーキビストには人からならぬ関心を持っている。

アーキビスト認証制度が開始される前には、森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会問題など、不適切な公文書管理が世間を騒がせた。そのようなこともあってか、アーキビスト認証制度発足については、新聞、テレビ等のメディアでも報じられた。それらの報道がでると、筆者個人のSNS (Facebook、Twitter (現X)) に投稿してきた。しかし、それら報道に接するたびに、筆者は「違うんだよなあ」という違和感を抱いてきた。本稿は、この「違和感」について検証しようとするものである。

### 1. アーキビスト認証制度創設の経緯 (1) —公文書管理法を振り返る—

まず、どのような経緯でアーキビスト認証制度が創設されたか、事実関係を確認しておきたい。本章の記述は、特に断りのない限り、国立公文書館のウェブサイトの「アーキビスト認証」のページに依拠している<sup>\*1</sup>。

このページには、「令和2年度から、公文書等の管理に関する法律の5年後見直しを契機として、改めてアーキビストの資格化の検討を進め」とある。公文書等の管理に関する法律 (以下、「公文書管理法」) の5年後見直しが契機であると明記されている。公文書管理法附則には、以下の規定がある。

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつ

つ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この附則について、公文書管理法研究会編集『実務担当者のための逐条解説公文書管理法・施行令』(ぎょうせい、2019年) では、以下のように解説されている。なお、同書は、公文書管理法研究会編集とあるが、内閣府大臣官房公文書管理課の課員をはじめとする関係者が執筆しており、政府見解と言ってよい<sup>\*2</sup>。

本法施行後5年を目処として、各行政機関の長による行政文書の管理状況、各独立行政法人等による法人文書の管理状況、各国立公文書館等の長による特定歴史公文書等の保存・利用状況など本法の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項に関する本法の規定やその運用等について検討を行い、検討の結果、措置すべき事項があれば、当該措置を講ずる責務を政府に課している。

本規定に基づき、平成27年9月から公文書管理委員会において公文書管理の在り方に関する検討が開始され、平成28年3月に「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」が取りまとめられた。

また、行政法研究者の宇賀敦也<sup>\*3</sup>『改訂版逐条解説公文書等の管理に関する法律』(第一法規、2011年) では、以下のように解説されている。

衆議院内閣委員会における修正で追加された規定である。最近では、新法を制定した場合、施行後、一定期間の経過を目処として見直しを行い必要な措置を講ずることを政府に義務付ける規定を置くことが希でなくなっている。(中略)

参議院内閣委員会においては、「附則第13条第1項に基づく検討については、行政文書の範囲をより広げる方向で行うとともに、各行政機関における公文書管理の状況を踏まえ、統一的な公文書管理がなされるよう、公文書管理法制における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること」が

附帯決議されている（参議院内閣委員会附帯決議18項）。

宇賀は、衆参両院の内閣委員会での附帯決議について触れているが、公文書管理法には衆議院で15、参議院で21もの附帯決議が付いている。そのなかでは、両院ともに「専門職員」について明記している。

#### 衆議院内閣委員会附帯決議

六 公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。\*4

#### 参議院内閣委員会附帯決議

十三 公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。\*5

衆議院が「専門職員の育成を計画的に実施すること」と「育成」にとどまっているのに対して、参議院では「専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと」と「専門職員の資格制度の確立」にまで踏み込んでいる。ただし、衆参両院とも、「公文書管理」の「専門職員」である。

「専門職員」といえば、1987年に成立した公文書館法（昭和62年法律第115条）を想起する。同法第4条第2項で「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」と専門職員を置くことが定められているが、附則第2項（専門職員についての特例）で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」と特例規定が置かれた。公文書館法についての政府見解である公文書館法解釈の要旨（平成元年6月1日内閣官房副長官）では、第4条について「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」とは、歴史を後代に継続的に伝える

ためにはどのような公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいう。いわば、公文書館の中核的な業務を担当する職員であり、公文書館の人的組織においてはきわめて重要な存在である。」とする一方、附則第2項（専門職員についての特例）について、「本項は、現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないために設けられた特例規定である」とする。この「専門職員」についての特例規定、すなわち「当分の間」は、法制定から30年以上経った現在に至るまで続いている。公文書管理法の附帯決議の「専門職員」の「育成」と「資格制度」は、現用「公文書管理」に関する「専門職員」であり、公文書館法第2条の「この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。」とは「公文書」の定義が異なっている。公文書管理法制定にあたって、公文書館法と公文書管理法とで「公文書」の定義の統一が図られることはなかった。公文書館法は議員立法、公文書管理法は閣法という制定経緯の違いがある。議員立法の方が改正が困難であるが、今後両法律の「公文書」の定義の統一を測らなければならない。なお、両法とも定義しているのは「公文書等」についてであり、「公文書」については定義していない。「現用文書・非現用文書の双方の公文書管理の一般法として位置づけられる」公文書管理法\*6と公文書館法双方で「公文書」の定義が一致するよう、改正しなくてはならない。また、公文書管理法本文に「専門職員」を規定することが必要である。

話が横道にそれた。『実務担当者のための逐条解説公文書管理法・施行令』が指摘していた「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」\*7（以下、「報告書」）を確認しておく。「Ⅲ 個別論点と見直しの方向性」の「(1) 現用文書と非現用文書をつなぐ評価選別の在り方について」の「(i) 歴史的な価値という視点に立った評価選別」のところの「【見直しの方向性】」には以下のように「専門職員」が出てくる。

#### （専門職員の育成・配置）

○各行政機関における文書管理業務の体制を充実・強化することが重要である。文書管理の専門職員が行政の現場に入って評価選別の指導・助言を行っている諸外国の例も参考としながら、各行政機関の文書管理業務を支援する仕組

みについて、専門職員の育成・配置等含め検討すべきである。

「諸外国の事例」とあるが、これは「諸外国においては、フランスのミショネール (Missonaire) やイギリスの記録管理官 (Departmental Record Officer) のように、公文書管理の専門職員やトレーニングを受けた職員が行政の現場に入り、文書の管理、評価選別等について指導・助言を行うという仕組みが採用されている。また、記録文書に関する専門家や資料の利用者等を交えて、参加型の評価選別システムの採用を試みている例もみられる。」のことである。よく読むと「文書管理の専門職員」と「公文書管理の専門職員」と記述が異なっている。「公」があるかないかだけが、実はこの違いは大きい。「文書管理」だと、民間会社の文書や古文書等の民間所在資料も入ってくるが、「公文書管理」だと、それらは抜け落ちる。公文書館法制定時には、「公」が付くかどうか、大きな問題となった。しかし、報告書原案作成者はこのことを意識せず作成したと思われる。おそらく公文書のことしか念頭になかったのであろうかと推測されるが、それを有識者から構成される公文書管理委員会が追認してしまったのである。

このように、この報告書には問題があるが、これを契機に「専門職員」の育成・配置や資格制度が検討されるようになった点は重要である。

## 2. アーキビスト認証制度創設の経緯 (2)

### —国立公文書館における議論—

#### 2. 1 アーキビストの職務基準書の作成

2018 (平成30) 年12月、国立公文書館は、「アーキビストの職務基準書」※<sup>8</sup> (以下、「職務基準書」) を策定した。まず、同書の「例言」から作成過程に関するものを引用しておく。

- ・公文書館法 (昭和62年法律第115号) の制定以前から、アーキビストについては、関係機関・団体において検討や提言がなされ、その養成が進められてきました。
- ・「アーキビストの職務基準書」(以下「本基準書」という。) は、このような取組の経緯を踏まえつつ、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号) 及び一連の法制度の整備、さらに同法施行5年後見直しへの対応が進められる中で、アーキビストの専門性を明確化し、人材育成の基礎資料とするために作成しました。
- ・本基準書は、公文書館法、公文書等の管理に関

する法律及び同法施行令 (平成22年政令第250号)、国立公文書館法 (平成11年法律第79号)、行政文書の管理に関するガイドライン (平成23年4月1日 内閣総理大臣決定)、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン (平成23年4月1日 内閣総理大臣決定) 等に基づき実施される国立公文書館の職務に関する分析結果を基に、国及び地方公共団体が設置する公文書館等並びに関係機関・団体の皆様方からの意見を踏まえて作成しました。

- ・本基準書の作成にあたっては、外部有識者からなる「アーキビストの職務基準に関する検討会議」(巻末資料参照) を開催し、意見を得ました。

職務基準書作成も公文書管理法5年見直しが契機であったことが読み取れる。職務基準書巻末の資料「『アーキビストの職務基準書』の検討経緯」から以下に抜粋する。

年	月 日	内 容
平成26年		アーキビストの養成に係る検討に着手
平成28年	3月18日	日本におけるアーキビストの職務基準 (素案) を策定
	3月31日	内閣府において設置されている、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議が『国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想』を公表 (抜粋) 3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性 (6) 人材育成機能【今後の展望】 ④資格制度の確立に向けた検討 我が国全体としての人材の充実の観点では、文書管理に関わる人材をめぐる海外の動向なども踏まえつつ、これからの時代に求められる人材像を明確にするとともに、公的な資格制度を確立することも有効な手段と考えられる。資格制度の検討に当たっては、民間企業も含めたアーカイブズの保存と利用に通じた人材に対する潜在的なニーズの掘り起こし等により、人材の「受け皿」の確保を図る必要がある。

年	月 日	内 容
平成29年	2月1日	<p>内閣府において設置されている、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議が『国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想』を公表</p> <p>(抜粋)</p> <p>3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性</p> <p>(6) 人材育成機能【今後の展望】</p> <p>④資格制度の確立に向けた検討 我が国全体としての人材の充実の観点では、文書管理に関わる人材をめぐる海外の動向なども踏まえつつ、これからの時代に求められる人材像を明確にするとともに、公的な資格制度を確立することも有効な手段と考えられる。資格制度の検討に当たっては、民間企業も含めたアーカイブズの保存と利用に通じた人材に対する潜在的なニーズの掘り起こし等により、人材の「受け皿」の確保を図る必要がある。</p>

こうした経緯を経て、2017年5月21日にアーキビストの職務基準に関する検討会議を設置した。検討事項は、(1)アーキビスト職務基準書の作成に関すること。(2)その他必要なことで、座長が保坂裕興(学習院大学教授)、構成員が新井浩文(埼玉県立文書館)、岡崎敦(九州大学教授)、小谷允志(ARMA東京支部顧問)、下重直樹(学習院大学准教授)、森本祥子(東京大学文書館准教授)の計6名、事務局は国立公文書館(統括公文書専門官室)であった。2017年5月29日～2018年12月19日まで5回開催され、関係機関との調整も経て、職務基準書が確定した。

国立公文書館は、内閣府(内閣総理大臣)所管の独立行政法人である。そのため、事業を行うには内閣府の認可が必要になる。職務基準書も「国立公文書館では内閣府(内閣総理大臣)から年度目標における指示により、アーキビストの職務とその遂行上必要となる要件(知識・技能)を「アーキビストの職務基準書」(平成30年12月、以下「職務基準書」という。)としてとりまとめ」<sup>※9</sup>なのである。

## 2. 2 アーキビスト認証準備委員会での議論

職務基準書の策定を受けて、国立公文書館内にアーキビスト認証準備委員会<sup>※10</sup>が設置された。委員は、大友一雄(日本アーカイブズ学会会長\*)、小谷允志(ARMA International(本部)フェロー)、定兼学(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会参与\*)、高埜利彦(学習院大学名誉教授)、中田昌和(独立行政法人国立公文書館理事\*)、保坂裕興(学習院大学教授)、松岡資明(ジャーナリスト)、渡辺浩一(大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館教授\*)の8名(2019年11月15日現在、\*は各組織・団体からの推薦者)で、2019年3月31日～2020年3月18日まで5回の会議が開かれた。2019年12月4日に開催した第4回会議において、「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」<sup>※9</sup>(以下、「考え方」がとりまとめられた。「1. はじめに」では、これまで述べてきたアーキビストの資格制度についての議論に加え、以下の記述がある。

- ・近年では、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、一連の公文書をめぐる問題により、行政への信頼が損なわれており、再発防止が喫緊の課題であるとし、公文書管理の適正化に向けて必要となる施策のひとつに「公文書管理の専門的知識を持つ人材の確保」が求められている。

いわゆる、「モリ・カケ・サクラ」である。認証アーキビストの前提として、この問題もあったのである。

「2. アーキビスト認証制度の目的及び位置づけ」は、以下のとおりである。

目的：職務基準書に基づき、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性・専門性を確保するため、認証制度を創設。

位置付け：内閣府(内閣総理大臣)から認可を受けた制度として、アーキビストとしての専門性を有する者の認証を実施。

参考：「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」(国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議、平成28年3月31日)、「公文書管理法施行5年後見直しの対応案」(公文書管理委員会(第53回)、平成29年2

月21日)、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議、平成30年7月20日)。

「3. アーキビスト認証制度の内容」は、

(1) 名称・認証主体

- ・名称は「認証アーキビスト」とし、英語名は「Archivist Certified by the National Archives of Japan」とする。
- ・認証主体は、国立公文書館長(以下「館長」という。)とする。
- ・国立公文書館に「アーキビスト認証委員会」(仮称)を設置し、専門性にに基づき認証アーキビストの審査を実施するとともに、審査の透明性・客観性を確保する。

(6) レベル分け

- ・認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拓げるため、「准アーキビスト」制度を導入する。
- ・「准アーキビスト」については、今後、具体的な検討を実施し、速やかな導入を目指す。
- ・「認証アーキビスト」の上位となる「上級アーキビスト」についても、「アーキビスト認証委員会」(仮称)において本制度の運用を図りつつ設置を検討する。

これをふまえて、2020年度からアーキビスト認証制度が開始された。これまでに4回の認証が行われ、認証アーキビスト総数は322人である。

「考え方」に記されていた「准アーキビスト」については、2024年度から「准認証アーキビスト」として認定されることになった。認証アーキビストに求められる「知識・技能等」「実務経験」「調査研究能力」のうち、「知識・技能等」の修得のみで「准認証アーキビスト」に認定(認証ではない)される仕組みである。考え方に記載されていた「上級アーキビスト」については、現在のところ検討は進んでいない。

おわりに

「認証アーキビストに関する報道についての違和感」と題しながら、「違和感」を感じた報道について検証する前に、既に紙数が尽きた。「報道についての違和感」については、次号に掲載することにする。

\*本稿は、JSPS科研費(課題番号20K01421)の成果の一部である。

- 
- ※1 「認証アーキビストについて」国立公文書館ホームページ。その下位に貼られたページを含む  
<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/index.html>
  - ※2 同書の初版は、2009年に公文書管理法を主管した内閣官房公文書管理検討室の室員が執筆しており、改訂版が2011年にいずれもぎょうせいから刊行されている。
  - ※3 同書刊行当時は東京大学教授で、現在は最高裁判所判事。
  - ※4 「第171回国会閣法第41号 附帯決議」衆議院ホームページ  
[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku5901E9FCB66666D4492575D20007B8D1.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku5901E9FCB66666D4492575D20007B8D1.htm)
  - ※5 「第171回国会 附帯決議一覧」参議院ホームページ  
[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f063\\_062301.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f063_062301.pdf)
  - ※6 宇賀前掲書。
  - ※7 「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」内閣府ホームページ  
<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/honbun.pdf>
  - ※8 「アーキビストの職務基準書」国立公文書館ホームページ  
<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsho.pdf>
  - ※9 「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」国立公文書館ホームページ  
<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/kihonntekikanngaekata.pdf>
  - ※10 「アーキビスト認証準備委員会」国立公文書館ホームページ  
<https://www.archives.go.jp/about/report/ninsyou.html>

(URLはすべて2024年3月7日最終確認)

## 令和5年度共同展示会「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」の開催

2024（令和6）年2月1～14日の期間、阪急電鉄大阪梅田駅のギャラリーコーナー（神戸線側）で大阪大学アーカイブズ・大阪府内自治体『公文書の管理と保存』連絡会議主催の共同展示会を開催しました。

展示では北摂地域や大阪大学について記録写真を用いて振り返るとともに、アーカイブズの役割や万国博覧会に関しても紹介を行いました。



〔展示団体〕 豊中市・大阪大学アーカイブズ

## 業務日誌（抄）（2023年9月～2024年2月）

### 2023年

- ・ 9月27日 人文学研究科大学院生と学内資料のアーカイブ化について意見交換
- ・ 9月28日 堺市総務局行政部法制文書課と堺市の行政文書管理、評価選別について協議
- ・ 10月5日 アーカイブズ学演習（人文学研究科）開講
- ・ 10月6日 神戸市公文書管理アドバイザーと公文書管理について意見交換
- ・ 10月19日 アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの科目等履修について照会
- ・ 10月24日 広島大学文書館から過去の入試問題の閲覧について照会
- ・ 10月25日 菅教授、国立公文書館主催認証アーキビストに係る説明会（オンライン）に出席
- ・ 11月4日 菅教授、国際研究集会「公文書管理制度の発展のための条件整備－専門職・アーキビストの役割に着目して－」（法学研究科）で「アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題」研究発表
- ・ 11月22日 施設部と施設キャラバンで意見交換 新任教員研修プログラム「大阪大学の歴史」を実施
- ・ 11月30日～12月1日 菅教授、第49回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（東京）大会及び研修会（オンライン）に出席
- ・ 12月12日 菅教授、全国大学史資料協議会西日本部会2023年度第5回幹事会・第4回研究会（兵庫県立兵庫津ミュージアム）に出席
- ・ 12月14日 広島大学文書館から教員保有文書の法人文書ファイル管理簿への登載について照会
- ・ 12月19日 菅教授、認証アーキビストに係る説明会（オンライン）に出席
- ・ 12月27～28日 大阪大学節電にかかる臨時休業のため閉室

### 2024年

- ・ 1月31日 菅教授、第4回オール・ヒストリー研究会（人文学研究科）に出席
- ・ 2月1日 菅教授、東京大学経済学部創設110年記念シンポジウム（オンライン）に出席
- ・ 2月1～14日 令和5年度共同展示会「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」（阪急大阪梅田駅）を開催
- ・ 2月12日 菅教授、日本アーカイブズ学会2023年度研究集会「地域の歴史・文化とアーカイブズ－博物館の活動を中心に」（オンライン）に出席
- ・ 2月22日 長谷幸夫氏より資料受贈
- ・ 2月23日 菅教授、「認証アーキビストが一堂に会する会2024」（オンライン）に出席
- ・ 2月27～28日 菅教授、2023年度第2回「自然科学系アーカイブズ研究会」（オンライン）に出席

## 大阪大学アーカイブズ利用案内

### ・開室日

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### ・利用時間

午前9時30分～午後4時30分

### ・利用請求の受付

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

## 大阪大学アーカイブズ構成員名簿

室長 廣田 誠（経済学研究科 教授）

### 〈兼任教員〉

#### 【法人文書資料部門】

菅 真城（ミュージアム・リンクス 教授）  
高橋明男（法学研究科 教授）  
瀧口 剛（法学研究科 教授）  
三阪佳弘（高等司法研究科 教授）  
藤本慎司（工学研究科 教授）  
阿部浩和（サイバーメディアセンター 教授）  
中村征樹（全学教育推進機構 教授）  
安岡健一（人文学研究科 准教授）

#### 【大学史資料部門】

菅 真城（ミュージアム・リンクス 教授）  
飯塚一幸（人文学研究科 教授）  
田口宏二郎（人文学研究科 教授）  
松永和浩（ミュージアム・リンクス 准教授）  
宮本隆史（人文学研究科 講師）

### 〈事務担当〉

大阪大学総務部総務課文書管理係



## 大阪大学アーカイブズニュースレター 第23号

発行日 2024年3月31日  
編集発行 大阪大学アーカイブズ  
〒565-0871  
大阪府吹田市山田丘2-3  
吹田キャンパス 生命科学図書館4階

Tel. 06 (6879) 2421  
Fax. 06 (6879) 2422  
E-mail office@archives.osaka-u.ac.jp  
[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed\\_support/archives\\_room](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed_support/archives_room)